

第 1 1 保護費の返還、徴収

第 1 1 章 保護費の返還、徴収

この章で扱う事項

法第 6 3 条について

- ・法第 6 3 条による返還対象額の算定 . . . 問 1 1 - 1 ~ 8、10、14、15
- ・法第 6 3 条に係る免除の考え方ほか . . . 問 1 1 - 9
- ・返還請求権の時効に関する事 . . . 問 1 1 - 16、17

法第 7 8 条について

- ・法第 7 8 条による返還対象額の算定 . . . 問 1 1 - 11

法第 8 0 条について

- ・ケース移管と法第 8 0 条免除 . . . 問 1 1 - 13

その他

- ・過誤により支給した保護費の返納 . . . 問 1 1 - 12
- ・廃止後の収入充当予定額の取扱い . . . 問 1 1 - 18

キーワード

【法第 6 3 条返還と法第 7 8 条返還】

法第 6 3 条は本来、被保護者が資力がありながら保護を受けたときに、その資力に応じて、支給した保護費用を上限として、当該保護費用の返還を求めることができることを規定したものである。いいかえれば、実施機関が、受給者に資力があることを認識しながら扶助費を支給した場合の事後調整についての規定であるといえる。

しかしながら、受給者の作為又は不作為により実施機関が錯誤に陥ったため、扶助費が不当に支給された場合にも、同様に、資力があつたとすれば、受給する必要のなかった扶助費について、事後に返還を求める必要が生じる。このときにも法第 6 3 条（もしくは法第 7 8 条）によって返還を求めることになる。

一方、法第 7 8 条は、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者（他人に受けさせた者も同様）があつたときに、その者からの保護費用の徴収ができることを規定したものである。

法第 6 3 条と法第 7 8 条の適用区分は概ね次のような観点からとらえて判断される。

① 法第 6 3 条によることが妥当な場合

- i 受給者に不当に受給しようとする意思がなかったことが立証される場合で届出又は申告をすみやかに行わなかったことについてのやむを得ない理由が認められるとき。
- ii 実施機関及び受給者が予想しなかったような収入があつたことが事後になって判明したとき（但し、判明した時点で正しく申告がなされていれば、むしろ不当受給とは解されず、資力が生じた時点に戻って、その時点以降に支給された保護費用の調整・返還の処理を行うことになる。つまり本来の法第 6 3 条の適用に近い。）。

② 法第 7 8 条によることが妥当な場合

- i 届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき。
- ii 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき。
- iii 届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき。

(問11-1) 法第63条に係る資力の発生時について

法第63条は、本来生活に充てられるべき資力があるものの、直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合に、とりあえず保護を行い、当該資力が換金されるなどして最低生活に充当できるようになった段階で、既に支給した保護金との調整を図ろうとするものである。

そのため、「資力があると判断される時点がいつなのか」が重要となるのであれば、具体的に例示をされたい。

1 考え方の基本

- (1) 生活に充てることができる形（現金あるいは現物）に具体化しない資力（資産）を保有している場合には、保護費用が生活の糧として当該資力（資産）を代替する期間（保護受給期間）の支給済保護費用に相当する額が法第63条返還金の対象となる。
- (2) 給付事由（請求事由）が発生したことにより当然に受領できる保険金、年金、補償金、及び相続資産等については、当該事由の発生時から資力があるものとみなす。
- (3) 事由が発生したことに伴い、訴訟、調停、和解等により確定しなければならないもの（係争の結果を待たなければ資力を得るかどうか判らないもの）については、確定した時点で資力が発生したものとする。

2 通知の意味

法第63条の費用返還については、あらかじめ法第63条の返還義務を文書により通知しておくことが望ましい。通知をしていなくても返還義務が消滅するわけではないが、後日費用の返還を求める際のトラブルを避けるために、事前に被保護者に対して十分な説明を行っておくことが重要である。

3 資力の発生時点

(1) 土地・自動車

- ① 保護開始時から保有を認められないもの・・・保護開始日
- ② 保護受給中に保有を認められなくなったもの・・・保有を認めないとした日
- ③ 保有を認められているものを売却した場合・・・売買契約成立日

(2) 年金

- ① 障害年金・・・年金が遡及して支給開始される日
- ② 特別障害給付金・・・支給の対象となる最初の月の初日
- ③ その他の年金・・・年金が遡及して支給開始される日

＊国民年金死亡一時金は、被保険者の死亡日

(3) 生命保険

- ① 開始時の解約返戻金・・・・・・・・・・・・・保護開始日
- ② 入院給付金・・・・・・・・・・・・・給付の対象となる日以降
- ③ 死亡給付金・・・・・・・・・・・・・給付事由が発生した日
- (4) 交通事故の補償金
 - ① 自動車損害賠償法（強制保険）による保険金・・・・・・・・・・・・・事故発生日
 - ② 慰謝料・・・・・・・・・・・・・確実に支払われると判断された時点（示談成立時目）
 - ＊自賠責保険の適用による「慰謝料」については、①の事故発生日とする。
- (5) 災害補償金
 - ① 被災による補償金、保険金・・・・・・・・・・・・・被災日
 - ② 被災による損害賠償金・・・・・・・・・・・・・判決または和解が成立した日
 - ③ 労働者災害補償保険法による保険給付・・・・・・・・・労災の支給決定がなされた日
- (6) 離婚に伴う慰謝料等
 - ① 慰謝料・・・・・・・・・・・・・調停、審判、訴訟等により慰謝料等が確定した日
- (7) 相続
 - ① 遺産（法定相続・遺言による相続など）・・・・・・・・・・・・・被相続者の死亡日
 - ② 遺産（特別縁故者への分与）・・・・・・・・・・・・・請求を行った日
- (8) 雇用保険
 - ① 失業給付・・・・・・・・・・・・・待期期間・給付制限の終了日の翌日
 - ② 高年齢求職者給付金・・・・・・・・・・・・・公共職業安定所の指定する認定日

(問 11-2) 法第63条による返還対象額の算定 (1)

資力がありながら保護を受け、法第63条返還金と収入認定とが生じる場合

平成17年7月26日に保護を開始した単身者が、保護開始前に障害基礎年金の裁定請求を行っており、この度、年金を受給することとなった。

年金の支給開始月 平成17年 6月

年金額(2級)※ 780,900円(月額65,075円)

10月15日に 260,300円(6、7、8、9月分)を受領

支給済み保護費(収入認定額ゼロであったため、保護基準額を扶助費として支給)

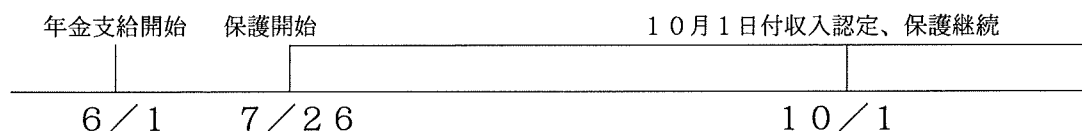
7月分 22,205円(5日間分の保護費日割額:例示額)

8月分 133,230円(1類費+2類費+住宅扶助費:例示額)

9月分 133,230円(" : ")

10月分 133,230円(" : ")

この場合、法第63条による返還対象額の算定はどうなるか。



年金を10月から受給開始したため、10月1日付で年金収入(8月分の年金)を認定開始する。したがって、6月分及び7月分の年金について、法第63条による返還を求めることとなる。

	資力の額	支給済保護費	繰越額	返還対象額
7/26	130,150(6.7月分年金)	22,205	107,945	22,205
8/1	107,945(繰越額)	133,230	0	107,945
9/1	0	133,230	0	0
合計	—————	288,665	—————	130,150

したがって、法第63条による返還対象額は、130,150円となる。

※年金額は改定があるため、あくまでも本設問上の例示額であること。

(注) 本設問では、医療費及び介護費の給付はなかったものとして例示している。

医療扶助費及び介護扶助費の支給(現物給付及び金銭給付)がある場合には、当然、それらも含めて返還額を検討する必要があるので留意すること。

(問 11-3) 法第63条による返還対象額の算定 (2)

資力がありながら保護を受け、資力が現実化したことにより保護廃止となる場合

甲の世帯は、2年前から傷病のため保護を受けていたが、平成17年4月10日で満60歳になったので、老齢厚生年金受給の手続をとった。

8月5日に、社会保険庁から年金支給について、次のとおりの通知が届いた。

支給開始年月 平成17年5月

支払い年金額 240万円(月額20万円)

第1回支払日 平成17年 8月15日、60万円(5、6、7月分)

第2回支払日 平成17年10月15日、40万円(8、9月分)

甲は、その日のうちに、福祉事務所の地区担当員に、年金の支払い予定等について、報告した。

甲の保護の決定状況(年金受給前)は以下のとおり。

最低生活費 16万円

収入認定額 0円

扶助額 16万円

年金受給開始による、保護廃止と返還金の事務処理はどうなるか。

1 保護の廃止

8月15日に年金を受給開始しているため、6月分の年金収入を8月15日付で認定する。最低生活費16万円であり、年金収入は月額20万円である。

年金収入は、局第7-1(4)アにより、受給月から次回受給月までの各月に分割して収入認定することになるため、受給開始日に収入認定及び要否判定を行なった結果、収入認定額が最低生活費を上回るため、8月15日付の保護廃止となる。

2 廃止に伴って生じる過渡金の処理

8月分支給済み保護費(8/15~8/30)を、地方自治法施行令159条により、返還させる。(戻入)

3 法第63条による費用返還

6月分の年金収入(6、7月分は8月に支給)については、8月15日付で認定しているため、残りの5月分の年金収入20万円について、法第63条による費用返還の取扱いを行う。(当該資力20万円と5月、6月、7月分の支給済み保護費(16万円×3ヶ月分=48万円)とを対比すると20万円分の保護費が「資力があるにもかかわらず、保護を受けた」ことにあたるため、法63条返還の対象となる。)

(問 11-4) 法第63条による返還対象額の算定 (3)

資力がありながら保護を受け、廃止後に資力が現実化した場合

平成17年7月26日に保護を開始した単身者が、身内の引き取りによって平成17年9月11日付けで保護廃止となった。保護開始前に障害基礎年金の裁定請求を行っており、廃止後の10月に年金受給を開始したことが11月に判明した。

年金の支給開始月 平成17年6月

年金額(2級) 780,900円(月額65,075円)

10月に 260,300円(6、7、8、9月分)を受領

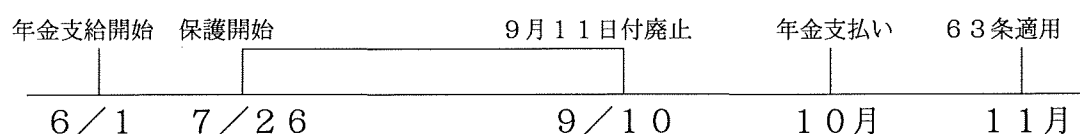
支給済み保護費

7月分 22,205円

8月分 133,230円

9月分 44,410円 合計 199,845円

この場合、法第63条による返還対象額の算定はどうなるか。



法第63条は、資力があるにもかかわらず保護を受けた者があるときは、支給した保護費の範囲内でその費用を返還させる規定である。

返還対象額については、保護廃止後に受給した年金収入のうち、返還対象となる資力の額と支給済み保護費とを対比した上で算定することとなる。

	資力の額	支給済み保護費	繰越額	返還対象額
7/26	130,150(6.7月分年金)	22,205	107,945	22,205
8/1	65,075(8月分年金)+107,945 = 173,020	133,230	39,790	133,230
9/1	65,075(9月分年金)+ 39,790 = 104,865	44,410	60,455	44,410
合計		199,845		199,845

したがって、法第63条による返還対象額は、199,845円となる。

なお、この事例は身内の引き取りによって保護廃止となった後に年金を受給しており、年金収入を収入として認定する契機がないまま法第63条によって返還させる場合であるため、上記のとおり算定となる。

(仮に引き取りによる扶養がなかったとして、年金収入額が最低生活費を上回って保護廃止となる場合、あるいは年金収入が最低生活費を下回っていて収入認定開始してもなお保

護継続となる場合、それぞれについての法第63条返還対象額の算出は、上記の事例とは算定方法が異なるので注意する。)

(問 11-5) 法第63条による返還対象額の算定 (4)

保護受給中に認定しなかった収入があり、扶助費が過大支給となった場合

平成17年7月26日に保護を開始した単身者が、身内の引き取りによって、平成17年9月11日付で保護廃止となった。保護開始前から障害基礎年金を受給しており、その旨の申告も行っていたが、担当者の不注意で当該収入についての認定が漏れていたことが、廃止後の同年10月になって判明した。

年金の支給開始月 平成17年 4月

年金額 (1級) 976,100円 (月額81,341円)

6月、162,682円 (4、5月分) を受給

8月、162,682円 (6、7月分) を受給

10月、162,682円 (8、9月分) を受給

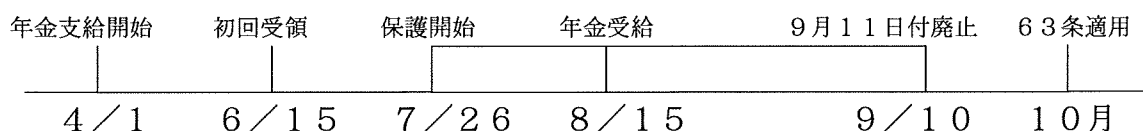
保護開始の7月26日には、申請時所持金はゼロであった。

7月分支給額 26,680円 (例示額：日割)

保護基準160,080円 8月分支給額 160,080円 (例示額：月額)

9月分支給額 53,360円 (例示額：日割)

この場合、法第63条による返還対象額の算定はどうなるか。



事例は、保護受給中に実際に収入があり、その収入が認定されなかったことによって、結果として、保護費の過大な支給が行われたものである。

このような事態に対しては、過去の「決定」を遡及変更するとすれば、正しい扶助額が算定されることになる。

しかし、収入の増減が事後になって明らかとなっても、何らかの調整を考えるべき範囲は2か月程度と解すべきこととされていることから、返納すべき額は、設問のとおり、法第63条により処理することとなる。

返還対象額の算定にあたっては、当該年金収入について、実施要領の定めるところの収入認定の原則及び指針に基づいて改めて正当扶助費を算出し、これと既支給額との差額をもって返還対象額を定めることとなる。

正当扶助費

7月分 26,680円 (開始時に年金の残額はなかったため、ゼロ認定)

8月分 $160,080 - 81,341 = 78,739$ 円

9月分 $(160,080 - 81,341) \times \frac{10}{30} = 26,246$ 円

計 131,665円

(注) 8月分の収入認定額は6月分の年金収入の額であり、9月分の収入認定額は7月分の年金収入の額である。6月に受給している4月分及び5月分の年金収入は、認定しない。(4月分の年金は6月に認定されるものであるが、6月は保護開始以前である。また、5月分の年金は保護開始の7月26日には申請時所持金がゼロであったため、認定すべき額はない。)

本設問は、保護受給中に既に年金収入を得ていたにもかかわらず、それを認定していなかったために扶助費の過大支給があった場合である。この場合には、実施要領の定めるところの収入認定の原則及び指針に基づいて改めて正当扶助費を算出することが必要であり、具体的には年金収入の場合、支給月から次回支給月までの分割認定となるため、6、7月分の年金を8、9月で認定するものである。

ところが、(問11-4)の例では、保護費の返還対象期間中は年金収入を実際には得ておらず、その後に当該資力が現実化した場合である。この場合には、その月分の年金収入の額がそのまま当該月の支給済み保護費と対比されることになる。

	支給済み保護費	正当扶助費	返還対象額
7月分	26,680	26,680	0
8月分	160,080	78,739	81,341
9月分	53,360	26,246	27,114
合計	240,120	131,665	108,455

したがって、法第63条による返還対象額は、108,455円となる。

(問 11-6) 法第63条による返還対象額の算定 (5)

基準額(冬季加算)の変更をしなかったため、扶助費が過大支給となった場合

平成17年3月から保護を開始した夫婦世帯の生活扶助費の冬季加算を担当者が確認を怠ったことにより、通年計上したままであったことが、平成17年11月になってから判明した。当該世帯は、本来支給されない冬季加算分が含まれた扶助費を4月から10月の間に受給していたこととなり、当該過支給額の返還を求める必要が生じている。

保護開始月	平成17年3月
冬季加算の額	4,000円 平成17年度(1級地-1)2人世帯・月額
過支給月	平成17年4月から平成17年10月(7か月)
過支給額	28,000円(4,000円×7か月)

この場合、法第63条による返還対象額の算定はどうなるか。

事例は、保護受給中に基準額の変更がありながら、正しい扶助費の計算が行なわれていなかったことから、結果として、保護費の過大な支給が行われたものである。

このような場合には、過去の「決定」を遡及変更するとすれば、正しい扶助額が算定されることになるが、決定処分がなされた後に、何らかの調整を考えるべき範囲は2か月程度までとされている。事例においては、平成17年10月分の調整(扶助費の再計算)のみが可能となる。残る6か月分の過支給額については、当該被保護世帯に最低生活費と比較した場合の余剰が生じていることになるため、法第63条を適用して返還を求めることとなるが、次のような考え方によって処理を行なうことになる。

平成17年4月から平成17年10月までの各月において、過支給された4,000円は、それぞれ翌月には資力として認定することが可能になるものとして考えられる。すると、翌月には、本来の基準額よりも4,000円少ない額の扶助費を支給することで最低生活基準が満たされることになっていたことになる。1か月、2か月、3か月と過支給が繰返された結果、7か月間で合計28,000円の資力が生じていたことになることと認定される。ところで、10月分の扶助費は決定処分を正しく変更することによって、本来額の支給が可能である(支給済の過支給分は返戻処理となる)から、法第63条による返還対象額は、4,000円×6か月分となる。

なお、過支給分が世帯内において預貯金などによって繰り越されている場合には、全額の一括返還を求めるべきであるが、そうでない場合には、具体的な返還方法については、分割納付を検討するなどの配慮は必要である。

(問 11-7) 法第63条による返還対象額の算定 (6)

医療費の計算と扶助費の日割り計算

6月25日に保護開始した夫婦二世帯のうち、夫が7月14日に死亡した。夫は生命保険に加入しており、死亡保険金が8月26日に妻に入ったため、8月26日付で保護廃止とした。死亡保険金の受領額は500万円であった。なお、生命保険は、開始時には解約返戻金が生じてなく、保有が容認されていた。

世帯の保護の適用状況

二世帯のときの基準、170,270円(例示額:月額)

一世帯のときの基準、129,530円(例示額:月額)

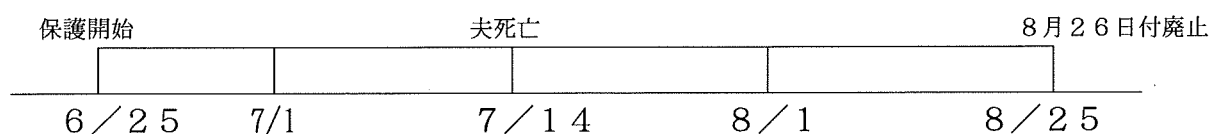
二人とも収入なし

6月 扶助費 34,053円 医療費 なし

7月 扶助費 130,156円 医療費 夫分30万円、妻分なし

8月 扶助費 107,941円 医療費 妻分 3万円

※扶助費は夫の死亡後の基準変更を行なった後の額を算出して示している。
この場合、法第63条による返還対象額の算定はどうなるか。



死亡保険金は、死亡後において初めて資力となるのであるから、夫が死亡した日から保護を廃止した日の前日までの間、この世帯は資力がありながら保護を受けていたことになる。したがって、設問の場合、7月14日から8月25日までの間に支給した保護費が返還の対象となるが、具体的な算定に当たっては、以下の点が問題となってくる。

- (1) 対象期間に夫の死亡日である7月14日を含んでいることから、7月の夫分の医療費30万円について、1日から13日までの分と14日の分とをどのように分けて算定するのか。(夫の死亡日には死亡保険金の資力が発生しているので、返還対象に夫の死亡日の夫婦世帯に対して支給された全ての保護費が加えられるため。)
- (2) 7月14日から7月31日までの扶助費の算出は、7月分総扶助費を単に日数に応じて日割り計算するのか、それとも、14日の分(二世帯の基準の1日分)と15日から31日までの分(一世帯の基準の17日分)を合計して計算するのか。

(1) については、福祉事務所に戻されてくるレセプトからだけでは1日から13日までの分と14日の分とを分けて計算することができない。このため、医療機関に問い合わせた上でそれぞれの額を確認することとなる。

(2) については、14日の分(二世帯の基準の1日分)と15日から31日までの分(一世帯の基準の17日分)をそれぞれ日割り計算した上で、合計する。

返還を求める7月分扶助費の日割り計算

7月14日分

$$170,270 \times \frac{1}{30} = 5,675 \text{円}$$

7月15日から31日までの分

$$129,530 \times \frac{17}{30} = 73,400 \text{円}$$

7月分計	79,075円
------	---------

8月分（25日分）	107,941円
-----------	----------

合計	187,016円
----	----------

返還対象額は、上記に、夫の7月分医療費のうち14日の1日分の額（レセプトで確認）及び妻の8月分医療費（3万円）が加わる。

(問 11-8) 法第63条による返還対象額の算定 (7)

二つの実施機関にまたがる返還金

A福祉事務所で保護を受けていた甲の世帯は、生命保険に加入していたが、解約返戻金が少額(15万円)であったため、法第63条の適用を条件として継続加入を認められていた。甲は、保護受給中にも保険料の支払いを続けており、解約返戻金が増加していった。

A福祉事務所で保護を受け始めてから約3年後に、アパートが取り壊されることとなり、転居によって、甲の世帯はB福祉事務所に移管となった。

移管時点での生命保険の解約返戻金は25万円になっていた。

(A福祉事務所が63条設定した、15万円を含む。)

(1) この場合、B福祉事務所が甲の保有する生命保険の継続加入を認めるとしたなら、法第63条の設定通知に記載する返還対象額はどうか。

(2) B福祉事務所での保護受給中に、当該生命保険が満期を迎え満期給付金として50万円受領した場合、法第63条返還について、A、Bそれぞれの福祉事務所はどのように処理すべきか。

(1) については、B福祉事務所において、15万円を法第63条返還対象資力として取り扱う。

甲の世帯は転居によってB福祉事務所にそのまま移管となったのであるから、保護の適用において、継続ケースとしての処遇を必要とする。

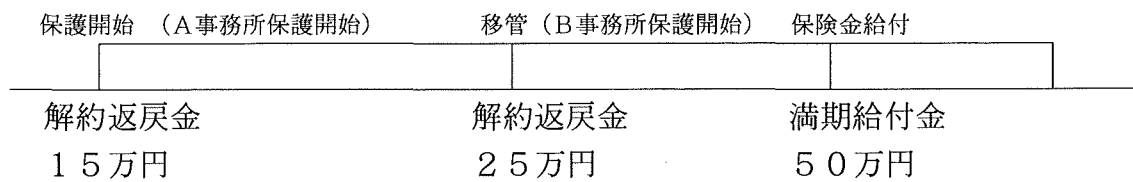
甲の世帯は、A福祉事務所で保護を受け始めたとき、15万円の解約返戻金相当額が開始時の資力として認定されていた。この解約返戻金が増加していったのであるから、増加した分は、法第63条の返還対象資力とはならない。

このように整理した上で、B福祉事務所においても資力がありながら保護を受けることとなる以上、当該資力(15万円)について法第63条の設定通知を出しておく必要がある。当然ながら、A福祉事務所の法第63条返還は、B福祉事務所の法第63条返還と重複して行なわれることはない。(通常、移管の場合には、B福祉事務所がA福祉事務所から、法第63条設定について引継ぐものとして捉えるので、A福祉事務所がB福祉事務所に先行して法第63条返還を求めることはないので、重複することはないと考えられる。)

(2) については、B福祉事務所が返還金の処理を優先的に行うこととする。

本来、A、B両方の福祉事務所が法第63条による返還対象額についての返還を求め得るものであるが、甲の世帯が現にB福祉事務所で保護を受けていることから、実務の便宜上、新しい方の福祉事務所が優先的に返還を求める取扱いとする。(図1参照)

(図1)



なお、本件事例の場合は移管の前後を通して共通する保護開始時当初の解約返戻金であるので、同じ開始時の解約返戻金をA及びB福祉事務所で二重に評価することはできないが、年金の遡及受給等によって生じた法第63条返還の場合などは、新しい方の福祉事務所の保護費を全て返還してもなお返還対象額に残余が生じるときには、当然、古い方の福祉事務所が返還を求めるべき保護費についても返還を求めることとなるので、注意が必要である。

また、解約返戻金の場合であっても(a) B福祉事務所で支給した保護費が、63条設定額より少なかった場合、(b) 大きかった場合それぞれにおいて、次のような対応をとる必要が考えられるので留意すること。

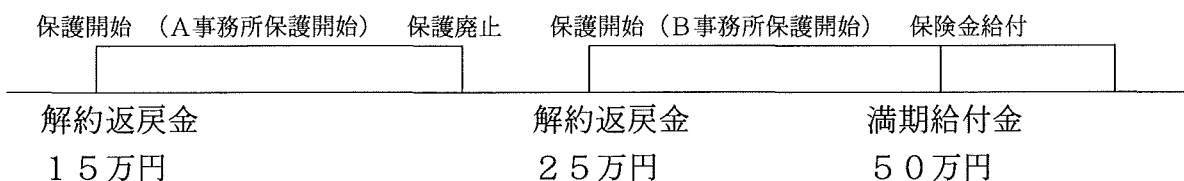
(a) の場合は、移管してすぐに満期を迎えた場合が当てはまる。B福祉事務所で支給した保護費が10万円であったとすると、63条設定金額は15万円であるが、支給した保護費の範囲内で返還してもらうので、10万円をB福祉事務所に返還してもらい、63条設定金額の残りの5万円をA福祉事務所に返還してもらう。そして、保険満期金の残りの35万円は、B福祉事務所において収入認定することになる。

(b) の場合、B福祉事務所で支給した保護費が30万円であったとすると、B福祉事務所は、63条設定金額である15万円を返還してもらうことになり、A福祉事務所に返還する残余金はなくなる。(資力化した63条設定の対象物が保護費の返還に充てられたことから、A福祉事務所への返還分はなくなる。)そして、(a) の場合と同様に 残りの35万円については、B福祉事務所において収入認定する。

前述の(a) 及び(b) の場合には、同じ解約返戻金を二重に評価しているわけではないので、問題は生じないものである。

なお、設問の場合とは異なって、甲の世帯が転居と同時に一定期間保護を受けずに生活し、その後にB福祉事務所に保護申請を出すに至ったときは、通常の新規ケースとして取り扱うこととなるので、つぎのような対応となる。(図2参照)

(図2)



この場合には、B福祉事務所において、解約返戻金の額25万円が法第63条の返還対象資力となるが、返還金についての優先関係はつぎのとおりである。

仮に、50万円の保険給付金を受け取り、B福祉事務所で支給済みの保護費が20万

円であった場合、B福祉事務所は、63条対象返還金25万円のうち支給した保護費の範囲内（20万円）を返還してもらう。A福祉事務所では、法63条返還の対象となる15万円の解約返戻金のうち、すでにB福祉事務所に返還されている20万円を除く残りの5万円を返還してもらうことになる（これはB福祉事務所が設定した25万円の解約返戻金の中にA福祉事務所が設定した15万円分も含まれていることから、その範囲において、A福祉事務所も返還を求めることができることによる）。なお、満期給付金の残り25万円はB福祉事務所で収入認定することになる。

いずれの場合であっても、新旧の福祉事務所の間で連絡を取りながら確認したうえで、返還金の内訳について、十分な説明を行なうように努めなければならない。

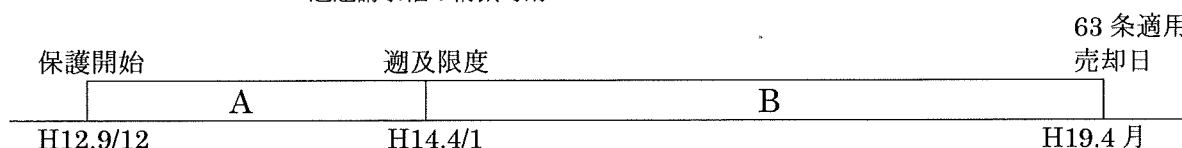
(問 11-8-2) 法第63条による返還請求と消滅時効 (1)

資力の発生が5年以前であり、かつ、資力の具現化が5年以内である場合

平成12年9月12日に保護を開始した者がおり、この者は保護開始時より保有が認められない不動産(土地)を有していた。

この者が土地を売却し、平成19年4月1日に現金300万円が手元に入った場合如何に法第63条を適用すべきか。

返還請求権の消滅時効



生活保護法第63条による支給済み保護費の返還請求は、運用事例集問11-16に示されているとおり、5年を限度として遡及して行うことができる。これは、「過去5年間に支給した保護費が返還対象となる」という意味であり、5年以前に資力の発生時点がある場合に、支給済み保護費の返還を求めることができないと解してはならない。

本事例の場合、支給済み保護費Aについては、消滅時効が成立しているため、被保護者に対して返還を求めることはできない。よって、平成14年4月1日を返還対象期間の始期として、支給済み保護費Bについて法第63条による返還を求めることになる。

また、資力について、発生時点は平成12年9月であるが、平成14年4月を始期として300万円と支給済み保護費の比較を行う。その上で、資力が支給済み保護費の額(Bの部分)を上回れば、当該部分については収入認定を行うこととなる。

※ 資力の具現化が5年以前の場合は、本事例と法第63条適用時の扱いが異なるため、別途問11-8-3を参照のこと。

(問11-8-3) 法第63条による返還請求と消滅時効 (2)

資力の発生が5年以前であり、かつ、資力の具現化も5年以前である場合

平成11年7月26日に保護を開始した単身者が、保護開始時から保有を認められない不動産(土地)を所有していた。その不動産の処分を指導し、平成12年9月に当該不動産が売却され、10月1日に売却金200万円が被保護者のもとに入り、福祉事務所への申告もされていた。しかし、担当者の不注意で当該収入について何の処理もされていなかったことが、平成18年10月になって判明した。

保護基準 平成11年度 130,280円(例示額:月額)
 平成12年度～14年度 130,410円(例示額:月額)
 平成15年度 129,690円(例示額:月額)
 平成16年度～18年度 129,530円(例示額:月額)

この場合、法第63条による返還対象額の算定はどうなるか。

返還請求権の消滅時効

保護開始	不動産売却	売却金受領	遡及限度	63条適用
H11.7/26	H12.9月	H12.10/1	H13.11月	H18.10月

事例は、開始時から保有を否認していた不動産の売却収入が、平成12年10月にあったが、その収入についての処理がされなかったことによって、結果として、保護費の過大な支給が行われたものである。

このような事態に対しては、過去の「決定」を遡及変更するとすれば、正しい扶助額が算定されることになる。しかし、収入の増減が事後になって明らかとなっても、何らかの調整を考えるべき範囲は2か月程度(発見月及びその前月分まで)と解すべきこととされていることから、返納すべき額は、設問のとおり、法第63条により処理することとなる。

また、(問11-16)に示されているとおり、「保護を受けたとき」の翌日から5年間経過したときにおいては、当該保護費の返還請求権は時効により消滅する。

本事例のように、本来の資力の発生日と資力が具現化した日の両方が、保護費の返還請求権が時効により消滅している期間にある場合は、資力が具現化した日を資力の発生日として考えて、支給済み保護費と対比させる。その上で、返還請求が可能となる日以降に支給した保護費についてのみ返還を求める。

具体的には、平成18年10月中に法第63条の処理をし、当月中に納入の通知が相手方に到達したとすれば、翌11月1日の5年前の応答日(平成13年11月1日)以降の保護費が返還対象となる。本事例の本来の資力の発生日は平成11年7月26日で、資力が具現化した日が平成12年10月1日であるが、両日とも消滅時効の発生日より前なので、資力が具現化した平成12年10月1日を資力の発生日として、それ以降に支給した

保護費と収入を対比させた上、消滅時効発生日の平成13年11月以降の保護費についてのみ返還を求める。

なお、保護開始時から法第63条が設定されていた資力については、資力が具現化した日が保護費の返還請求が可能な期間にある場合は、(問11-8-2)に示されているとおり、具現化した金額全額(必要経費は除く)を収入として、返還請求が可能となる日以降に支給した保護費と対比させるが、資力が具現化した日が保護費の返還請求権が時効により消滅している期間にある場合は、資力が具現化した日に発生した収入と考え、次官通知第7-3-(2)-エに該当する収入については、世帯合算8,000円を超える額を収入として、支給済み保護費と対比させる。

	支給済み保護費	資力の額	正当扶助費	繰越額	返還対象額
H12. 10月分	130,410	1,992,000	0	1,861,590	0(時効)
H12. 11月分	130,410	1,861,590	0	1,731,180	0(時効)
H12. 12月分	130,410	1,731,180	0	1,600,770	0(時効)
H13. 1月分	130,410	1,600,770	0	1,470,360	0(時効)
H13. 2月分	130,410	1,470,360	0	1,339,950	0(時効)
H13. 3月分	130,410	1,339,950	0	1,209,540	0(時効)
H13. 4月分	130,410	1,209,540	0	1,079,130	0(時効)
H13. 5月分	130,410	1,079,130	0	948,720	0(時効)
H13. 6月分	130,410	948,720	0	818,310	0(時効)
H13. 7月分	130,410	818,310	0	687,900	0(時効)
H13. 8月分	130,410	687,900	0	557,490	0(時効)
H13. 9月分	130,410	557,490	0	427,080	0(時効)
H13. 10月分	130,410	427,080	0	296,670	0(時効)
H13. 11月分	130,410	296,670	0	166,260	130,410
H13. 12月分	130,410	166,260	0	35,850	130,410
H14. 1月分	130,410	35,850	94,560	0	35,850
合計	2,086,560	—	—	—	296,670

したがって、法第63条による返還対象額は、296,670円となる。

(問 11-8-4) 法第63条による返還請求と消滅時効 (3)

保護受給中に認定しなかった収入があり、扶助費が過大支給となった場合

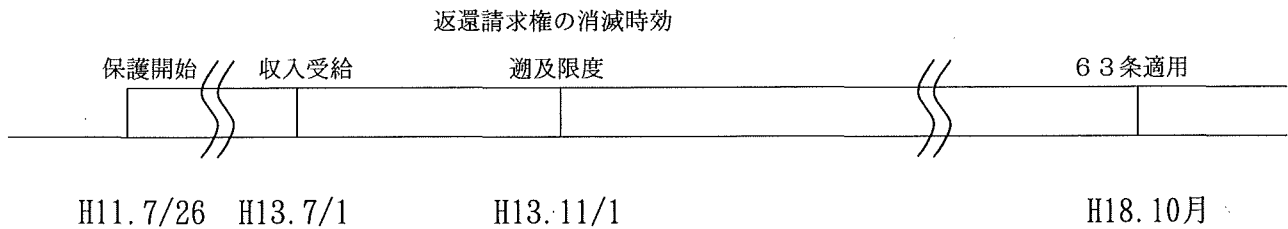
平成11年7月26日に保護を開始した単身者が、保護開始後に勤労収入を得ており、その旨の申告も行っていたが、担当者の不注意で平成13年10月以前の当該収入についての認定が漏れていたことが、平成18年10月になって判明した。当該世帯は、本来支給されない扶助費を平成13年7月から平成13年10月の間に受給していたこととなり、当該過支給額の返還を求める必要が生じている。

勤労収入の受給開始月 平成13年 7月

7月	150,000円	(例示額：勤労控除後の額)
8月	100,000円	(")
9月	100,000円	(")
10月	180,000円	(")
11月	100,000円	(")
12月	100,000円	(")

保護基準133,230円 7月分以降の支給額 133,230円 (例示額：月額)

この場合、法第63条による返還対象額の算定はどうなるか。



事例は、保護受給中に実際に収入があり、その収入が認定されなかったことによって、結果として、保護費の過大な支給が行われたものである。

このような事態に対しては、過去の「決定」を遡及変更するとすれば、正しい扶助額が算定されることになる。しかし、収入の増減が事後になって明らかとなっても、何らかの調整を考えるべき範囲は2か月程度と解すべきこととされていることから、返納すべき額は、設問のとおり、法第63条により処理することとなる。

事例において、過支給額は当該被保護世帯に最低生活費と比較した場合の余剰が生じていることになるため、法第63条を適用して返還を求めることとなるが、次のような考え方によって処理を行なうことになる。

また、(問11-16)に示されているとおり、「保護を受けたとき」の翌日から5年間経過したときにおいては、当該保護費の返還請求権は時効により消滅する。実際の処理としては、10月5日に納入通知が相手方に到達したとすれば、翌月1日の5年前の応答日となる平成13年11月1日以降に支給した保護費が返還対象となる。

資力の発生日は平成13年7月以降の毎月であり、平成13年7月から平成13年10月までの各月に発生した資力のうち、7月及び10月に発生した資力は同期間中の各月の支給済保護費の額を上回っている。このため、この上回る資力は、それぞれ翌月以降に繰り越され、資力として認定することが可能になるものとして考えられる。

	資力の額	支給済み保護費	繰越額	返還対象額
7月分	150,000	133,230	16,770	0 (時効)
8月分	100,000 + 16,770 = 116,770	133,230	0	0 (時効)
9月分	100,000	133,230	0	0 (時効)
10月分	180,000	133,230	46,770	0 (時効)
11月分	46,770	33,230	13,540	33,230
12月分	13,540	33,230	0	13,540
合計				46,770

したがって、法第63条による返還対象額は、46,770円となる。

(問 11-9) 法第63条返還に係る免除の考え方

法第63条に基づく返還額の決定にあたって、返還対象となる額から当該世帯の自立を助長するために必要と認められる額を減じて返還額を決定する際の取扱いについて示されたい。

法第63条は、本来資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合に、まず保護を行い、資力が具体化され最低生活に充当できるようになった時に、既に支給した保護費の範囲内で保護の実施機関の定める額を返還してもらうものである。原則として、被保護者が受領する当該資力を限度として、支給した保護費の全額を法第63条の返還額とすべきである。

法第63条に基づく返還額は、まず実収入額（資力として認定された額）から必要経費等を控除し、保護費との比較を算定表により行い、返還対象額を決める。さらに返還対象額からその一部または全額を、各実施機関の判断で免除し、返還額を決定する。

不動産又は動産の処分による収入、保険金その他臨時的収入は、次官通知第8-3-(2)により、8,000円を控除し収入認定の処理を行うが、この性格を持った収入を第63条で処理する場合についても、実収入額から8,000円を控除し、返還対象額を決定する。

返還対象額＝臨時的収入の額－（交通費等の必要経費＋8,000円）

返還決定額＝返還対象額－（別冊問答集問13-5の（2）のアからオの額）

返還額を決定する際の免除の範囲及び額の認定については、課長問答第8の40及び別冊問答集問13-5に示されている。例えば交通事故の保険金等についても、返還額決定の際には、損害補てん（原状回復）に要した費用及び世帯の自立助長の観点から必要と認められる費用を返還免除の対象として検討する必要がある。

なお、法第63条適用時における自立更生免除は、局長通知第8-3-(3)及び(4)にあるような収入の種類の制限はない。法第63条を適用することにより、収入の種類を問わず自立更生免除は可能である。

ただし、法第63条には大きく分けて以下の3種類があり、①については、その資産を活用すれば保護を受けなくて済む可能性があった場合もあり、自立更生免除については十分に考慮する必要があるが、②は本来支給すべきでなかったもので返還を求めるべきであり、考慮の幅は狭いと考えることが妥当であるし、③に至っては、単なる立て替えであり、自立更生免除はないと言える。

①保有を否認されていた不動産等の資産を売却した場合など、法第63条の条文「資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」という本来の意味での適用

②誤って加算を計上した場合等、保護の遡及変更可能期間（当月及び前月）を超えた期

間についての適用

- ③介護保険の住宅改修費支給の際など、制度利用のためにその費用をいったん立て替えたものを返還させる場合の適用

また、医療扶助の返還に際しては、高額療養費の自己負担限度額を超える額についての免除は、それが自立更正にあてられる場合を除いてできないため、生活保護を適用した場合には医療費の全額が返還額決定の対象となることを十分に要保護者に説明すること。

(問 1 1 -10) **保護施設入所者に係る法第63条に基づく返還決定**

保護施設入所者に係る法第63条に基づく返還金額を決定するに当たり入所基準生活費と併せて保護施設事務費も返還対象に含めるべきか。

法第63条にいう保護に要する費用には、保護施設事務費及び委託事務費は含まれないと解されるので、当該事務費を返還対象に含めることはできない。それらの事務費は、被保護者自身に直接給付されたものではなく、保護のために間接に使用された行政経費であるという趣旨からである。

(問 11-11) 法第78条による徴収対象額の算定

被保護者が意図的に就労事実を隠して、就労収入の届出を行わなかったことが発見され、法第78条により費用の徴収を行う必要が生じた。

1月 支給済み保護費 11万円 収入額 12万円

2月 支給済み保護費 11万円 収入額 3万円

3月 支給済み保護費 11万円 収入額 23万円

12月以前は、まったく就労してなく、また、この世帯は4月1日付で保護廃止となった。

この場合、法第78条による費用の徴収対象額の算定はどうなるか。

法第78条による費用の徴収を行うにあたり、意図的に就労の事実を隠蔽したり、収入の届出を行わず、不正に保護費を受給した者に対しては、勤労控除（基礎控除）を認定することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て収入額としてとらえれば足りるものであり、その徴収額の決定にあたり、相手方の資力（徴収に応じる能力）が考慮されるものではない。このように、法第78条による費用の徴収額は、不正受給額を全額決定するものであり、法第63条のように本来の要返還額から返還免除の検討を行い、返還額を決定する取扱いはないものである。

法第78条による徴収対象額は、申告されなかった収入を正しく認定したとして得られる扶助額（正当扶助費）と支給済み保護費との差額を月々計算した上で、これらの額を合計して算定する。

ある月の支給済み保護費（医療費も含む）に対してその月の収入額が上回る場合は、当該上回る額を翌月繰越額として、翌月の収入に加算して計算する。これは、実施要領に定めるところの翌月收入充当の方法に基づいたものである。

このように、徴収対象額の算定は、月々行うことを要し、不正受給期間の総支給済み保護費と総収入額とを対比させて行うものではない。

したがって、設問の場合は、以下の算定となる

	支給済み保護費	収入額	正当支給額	翌月繰越額	不正支給額
1月	11万円	12万円	0円	1万円	11万円
2月	11万円	3万円	7万円	0円	4万円
3月	11万円	23万円	0円	12万円	11万円

3月の正当支給額を計算した後に翌月繰越額が12万円生じているが、4月1日付で保護が廃止となっている以上、この分は不正受給の対象収入とはならない。

結局、この世帯の不正受給額は26万円であり、これについて返還を求めることとなる。

なお、こうした法第78条徴収額の算定方法は、法第63条返還額の算定方法のうちの(問11-5)の場合と同様の考え方に基づいている。つまり、両方とも、過去において

実際に収入がありながら、それが正しく認定されていなかったために、事後的に正当扶助費を計算し、その結果得られた過大支給額をもって、徴収対象額あるいは返還対象額とするものである。

これに対して、法第63条返還額の算定方法のうちの（問11-4）の場合は、過去にあったのは単なる資力であり、その資力が一定期間経過後に収入となったため、資力がありながら保護を受けた期間の保護費を算定して、返還させるものである。

(問 11-11-2) 法第78条を適用する際の留意点

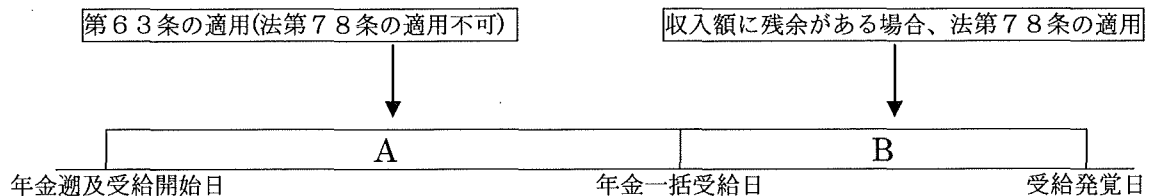
- 1 年金を遡及して受給した事実を被保護者が秘匿して申告を行わなかった場合、法第78条を適用して費用の徴収を行うことができるか。
- 2 次官通知第7-3-(2)-エに規定される「その他の収入」について申告せず、保護費を詐取した者に法第78条を適用する場合、8,000円(月額)をこえる額を対象とすべきか。

- 1 法第78条は、被保護者が、不実の申請その他不正な手段により保護を受けたとき、不正に受給した保護費を徴収するものである。この条件を満たすためには、被保護者が欺罔の意思をもって収入を得たことを秘匿し、保護費を詐取した事実が認められなければならない。

年金を遡及して受給したことを秘匿した場合、年金が遡及して支給開始される日から年金を一括して受給した日までの期間(下表 A)に、実際に収入を得ていたわけではない。収入が現に手元になかった期間について、欺罔の意思をもって収入を秘匿し、保護費を詐取したということはできない。よって、法第78条は適用することができず、法第63条を適用して保護費の返還を求めることになる。

ただし、法第63条を適用したうえで、年金を一括受給した日以降(下表 B)に収入の残余がある場合、その期間には、収入が現に手元にあったということができる。よって、この場合には、法第78条を適用し、一括受給日以降に支給した保護費を徴収することができる。

なお、年金の遡及受給の事案に限らず、保有否認していた不動産の売却、交通事故の補償金などでも同様に扱う。



※ 年金の遡及受給金額全体について法第78条を適用することはできない。期間 A に支給した保護費について、法第63条により返還を求める。期間 A に支給した保護費総額よりも年金受給額が大きい場合、期間 B に支給した保護費について法第78条を適用して徴収する。

- 2 法第78条により保護費の徴収を決定する際には、必要最小限の実費以外はすべて収入額と考えるものであり、就労収入の際の基礎控除や特別控除は認定しない。次官通知第7-3-(2)-エの「その他の収入」は8,000円(月額)をこえる額を認定する扱いとなっている。この収入を秘匿し、保護費を詐取した者に法第78条を適用する際には、基礎控除等と同様に考え、8,000円を含めた額を対象とする。8,000円をこえる額を認定するという規定は、被保護者の自立意欲を喚起するなどの趣旨に基づくもので、収入申告がなされたことを前提として行うものであり、その性質は基礎控除等の勤労控除と同じだと考えるからである。

なお、福祉的給付金など、次官通知第7-3-(3)に掲げられる、収入として認定しない取扱いとなっているものは、生活費に充てるためではなく、慰謝激励等の目的で支

給されるものである。(別冊問答集第3編5参照)

よって、これらの収入を秘匿したことにより法第78条を適用する際には、収入として認定しない取扱いとなっている部分を、対象としないこととする。(例えば、特例的取扱いを受けている福祉的給付金を秘匿していた場合には、17,000円(月額)をこえる額が秘匿した収入額となる。)

(問 11-12) 誤って支払った保護費の返納

手持ち金のまったくない世帯を保護開始したため、初回の保護費を緊急に窓口払いによって支払ったところ、経理事務上の誤りのために、1万円多く支給してしまった。経理の係がその月の終わりになって誤りを発見し、ケースワーカーが被保護者に対しその分が返還となる旨を伝えたところ、既に保護費は消費済みであるため返すことができないという

申し出があった。この1万円について、法第80条に基づいて返還を免除することができるか。

出納事務又は経理事務上の誤りにより支給してしまった保護費は、法律上の原因を欠いて支払われたものであるから、民法上の不当利得となるものである。これについては、民法703条及び地方自治法施行令第159条により返納の処理がなされなくてはならない。

法第63条（決定処分をそのままにしておいて、後に保護に要した費用の返還を求める場合に適用）や、法第80条（支給の根拠となっていた決定処分が後日変更されたために過渡分が生じた場合に適用）の適用はないものであるから注意されたい。

(問 11-13) ケース移管時の法第80条免除について

A福祉事務所管内で保護を受けていた世帯が管外の都営住宅への入居にともない、月の途中でB福祉事務所に移管となった。A福祉事務所では保護廃止に伴う過渡金（廃止日以降の扶助費）の返還を求めようとしたが、月末に近いため、既に当月分の保護費を費消しており、A福祉事務所は、法第80条の適用をして、当月分の扶助費のうち廃止日以降の扶助費について、返還免除とする取扱いをした。

この場合、B福祉事務所は、移管後の保護を開始するにあたって、移管による保護開始日以降月末までの保護費の取扱いをどのようにすべきか。

B福祉事務所での保護を開始するに当たって、当月分の保護費（月末までの日割り分）を支給して差し支えない。

A福祉事務所において、保護廃止に伴う過渡金（廃止日以降の扶助費）を法第80条の適用により返還免除したということは、その月の末日まで保護を適用したことを意味しない。保護廃止に伴う過渡金を法第80条適用により返還免除した場合、あるいは返還を命じた場合、どちらの場合であっても保護廃止の事務処理としては完結している。

したがって、B福祉事務所が保護を開始するに当たっては、A福祉事務所の法第80条返還免除の決定の有無にかかわらず、当月分の保護費（月末までの日割り分）を計上して支給することは可能である（この場合、いわゆる「二重給付」にはあたらない）。

しかしながら、次のような事例には留意する点がある。

都内の実施機関間において、移管前の福祉事務所が過渡金について法第80条返還免除の処理を行い、移管後の福祉事務所が移管日から保護開始の取扱いをするものの、保護費の計上は移管日の属する月の翌月初日からとすることについて、事前に移管の前後の福祉事務所間で協議したうえで調整する場合である。この場合には、設問とは事情が異なり、移管後の福祉事務所において、あらためて再度当月月末までの日割り分保護費を支給する問題はそもそも起こらない。

なお、こうした取扱いは、都内の福祉事務所における運用上の取扱いとして認められるが、被保護世帯の生活状況を十分に把握し、このような取扱いを行っても支障がないことを確認した上で実施することが必要である。したがって、移管の前後の福祉事務所及び被保護世帯の三者において、十分な連絡調整と事前の合意を得ることが不可欠となる。

この取扱いは、移管前の福祉事務所の過渡金をもって移管当月中の生活需要が満たされることから、移管後の福祉事務所が事実上扶助費の一部を非計上としたことに過ぎない。したがって、保護の実施責任は、移管日をもって変更されるため、移管日以降の医療扶助や介護扶助、臨時的需要に基づく一時扶助については、移管後の福祉事務所が対応すべきものであるので留意されたい。

また、上記取扱いについては、他道府県市との間の移管時には原則として適用できないので、都外からの移管及び都外への移管の際は、予め福祉事務所間での扶助費及び返納金等の取扱いについて、十分確認されたい。

(問 11-14) **保護開始直後の生命保険の解約返戻金**

保護申請時に生活保護制度の説明を受けた要保護者が、生命保険を解約することにし、手続きをとっていたところ、保護開始の2週間後に解約返戻金が入金された。

この解約返戻金を保護申請時の手持ち金とみなして、世帯の保護の基準の2分の1まで保有を認めることができるか。

保護申請の前に生命保険を解約し、その解約返戻金を所持したまま申請に及んだ場合には、解約返戻金は申請時所持金となることとの均衡から、保護申請時に制度の説明を受けた要保護者が、生命保険を解約し、保護開始直後に解約返戻金を得た場合には、この解約返戻金を保護申請時の手持ち金とみなす取扱いを行って差し支えない。

ただし、保護の要否判定は既に行われているため、無条件で認めることはできず、当該解約返戻金をもって保護の要否判定を再度行ったとしても結果が変わらず保護要となる場合にのみ、この取扱いが可能である。

また、開始時の程度の決定は既に行われているため、世帯の保護の基準の2分の1まで保有容認した額が既にある場合には、それに加えて再計算してなお認められる額のみが保有容認される。この場合、保有容認される額を上回る分については、法第63条による返還あるいは収入認定の対象である。

ちなみに、解約返戻金を保護申請時の手持ち金とみなした場合に保護否となるときは、法第63条による返還処理を行わなければならない、支給済保護費の額が解約返戻金の額を下回るために残余が生じた場合は、その分が収入認定の対象となる。

なお、保護申請時に、解約返戻金の額と解約の手續とが確認できている場合は、当初の保護の要否判定及び程度の決定において、当該解約返戻金を申請時の所持金とみなして、処理することとして差し支えない。

(問 1 1 -15) **開始時の金融機関調査によって判明した預貯金**

資産申告書及び預貯金通帳の検討等によっても、なお資産・収入状況に不明の点があったため、金融機関調査を行ったところ、そのうちの金融機関の一つから3万円の残高ありとの回答が戻ってきた。

この3万円について、どう取り扱うべきか。

開始時の金融機関調査によって判明した預貯金（3万円）については、原則として、法第63条により返還を求めることとなる。

ただし、当該預貯金の残高を保護申請時の所持金と見なすべき特別な事情があると判断される場合には、開始時の手持ち金としての取扱いを行って差し支えない。

つまり、金融機関調査によって判明した時期が、保護を開始した月又はその翌月であり、その金額が少額で、開始時の手持ち金とみて、要否判定に影響がなければ、手持ち金の範囲内に含め、程度の決定にも影響がなければ返還を求める必要はなく、影響があればその金額を法第63条により返還を求めることとなる。

例としては、残高が少額であったため、長期間、通帳を放置しており、保護者自身が通帳の存在を忘れてしまっていた場合等が考えられる。なお、明らかに預貯金を隠し不正に保護を受給しようとしていたと判断される場合には、法第63条による返還の取扱いではなく、法第78条を適用して返還を求めなければならない。

(問 11-16) **法第63条返還金の時効**

法第63条返還金の消滅時効について、示されたい。

法第63条の規定による費用返還義務は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に発生することとなっている。そして、こうした事実があったときは、その時以後、法律上返還請求権を行使することができることとなる。一方、消滅時効は、権利を行使することができる時から進行するものとされている。

それゆえ、法第63条の返還請求権の消滅時効の開始の時期は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」となる。つまり、「保護を受けたとき」の翌日から5年間経過したときにおいては、当該保護費の返還請求権は時効により消滅する。

したがって、法第63条の返還決定を行う場合、納入の通知が相手方に到達する日から遡って5年の期間内に支給した保護費を返還対象額として算定することが必要である。具体的には、10月5日に納入通知が相手方に到達したとすれば、5年前の10月5日以降の保護費が返還請求の対象となる。実際の処理としては、消滅時効は日々進行するものであるため、納入の通知が相手方に到達する日の属する月の翌月1日の5年前の応答日（10月5日到達の場合は、5年前の11月1日）以降に支給した保護費を返還請求の対象として返還額を決定し、速やかに納入の通知を行う取扱いとするものである。

ところで、返還請求額決定通知を行なった債権の消滅時効は納入の通知又は督促（2回目以降の督促の場合を除く。2回目以降の督促は、民法上の催告と同じであり、裁判上の手続きをとらない限り時効は中断しない。）等によって中断するものとされている。

納入の通知によって時効が中断された場合は、改めてその時点から時効が進行するため、当該納入通知の期限の翌日から再び5年間は保護費の返還請求権が効力を有することとなる。

(問 11-17) 法第63条による費用返還の請求時期と消滅時効の開始時期

資産を保有するが、現実これを換金できないために保護を行った後、資産処分前に保護を廃止した場合、法第63条の規定による費用の返還請求権の消滅時効の開始時期はいつか。



法第63条の規定による費用返還義務は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に発生することとなっている。そして、こうした事実があったときは、その時以後、法律上返還請求権を行使することができることとなる。一方、消滅時効は、権利を行使することができる時から進行するものとされている。

それゆえ、法第63条の返還請求権の消滅時効の開始の時期は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」となる。つまり、「保護を受けたとき」の翌日から5年間経過したときにおいては、当該保護費の返還請求権は時効により消滅する。

具体的には、平成11年12月30日に支給した保護費の返還請求権は、その翌日（12月31日）から5年間経過した日である平成16年12月31日に時効により消滅し、同様に、平成11年12月31日に支給した保護費の返還請求権は、平成17年1月1日に時効により消滅する。

したがって、設問の場合、納入の通知が相手方に平成17年1月1日に到達したとすれば、平成12年1月1日以降に支給した保護費について、返還請求を行うことができるものであり、平成11年12月31日以前に支給した保護費についての返還請求権の消滅時効は完成していることとなる。

ところで、保護受給中の世帯に対しては、通常、1月分の保護費は前年の12月中に支払われる。設問の場合も翌年1月分の保護費は、12月28日に支払われているので、上記と照らし合わせて考えると、返還請求権の消滅時効は完成していると解すべきである。

つまり、設問においては、平成12年1月1日以降に実際に支払いを行った保護費について、返還請求を行うことができるものである。

(問 11-18) 翌月以降にも分割認定を予定していた世帯の保護廃止

臨時的収入のあった世帯に対し、その収入を翌月以降にも分割して認定する予定でいたところ、当該世帯が急きょ管外に転出することとなった。

この場合、予定していた分割認定分について、収入認定の取扱いをとり止め、別途、返納の処理を行わなければならないか。

予定していた分割認定分について、当初の収入認定の方針を維持することとして差し支えない。したがって、当該世帯が急きょ管外に転出することとなり、保護が廃止される場合には、当該分割認定対象収入について、別途返納の処理を行う必要はない。

また、局長通知第8-2-(7)により、最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生じることとなる返納額（確認月及びその前月までの分に限る。）を次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこととされている。

この場合においても、収入充当を予定していた額について改めて返納の処理を行わずに、単に保護廃止の処理を行うこととして差し支えない。最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった時点において、遡及変更決定処分を行わずに翌月以降に収入充当することを決定している以上、その決定を事後に変更する必要はない。

なお、移管による管外転出の場合は、当該世帯は保護受給中の世帯として取り扱われることから、新しい保護の実施機関が当該収入充当額を引き継ぐこととなる。

22
=

(問 1 1 -19) 児童扶養手当受給者が年金遡及支払いを受けた場合の取扱い

20

児童扶養手当を受けていた者が年金の遡及支払いを受けた場合、児童扶養手当の返還を求められるが、法第63条による返還額対象額の算定はどうなるか。

児童扶養手当は、公的年金給付を受けることができる場合には支給しない取扱いとなっている（児童扶養手当法第4条第3項）。したがって、公的年金の受給資格が遡及して認定された場合には、同時に児童扶養手当の受給資格を喪失し、当該手当の返還が求められることになる。この場合、児童扶養手当の収入認定を前月に遡って取り消し、年金の遡及支払い分全額を資力と認定し法第63条を適用したのでは、被保護者においては本来正当に処分がなされた場合に比べて不利益を被ることになってしまう。

児童扶養手当と年金の併給が法律上排除されている趣旨を鑑みると、両給付が念頭に置いている対象は同様のものと考えられる。すなわち、現時点から過去を客観的に見たとき、児童扶養手当の分の資力はなかったものであり、すでに収入認定してしまっている当該手当分の資力は、現時点においては年金による資力であったとみなすことが合理的である。

この考えに基づくと、法第63条にいう資力は年金の遡及支払い額から児童扶養手当の収入認定分を控除した金額とみなし返還額を決定する。

相談室（生活と福祉 1991年3月）参照